

## 国土形成計画法の国会審議における論点

### ○国土総合開発計画の経緯と評価

これまでの全総計画に対する評価

「国土の均衡ある発展」についての考え方

### ○法制度

#### (総論)

担当大臣（内閣総理大臣とすべきではないか）

計画の総合性は担保されるか

基本理念の妥当性（国土の均衡ある発展も明記すべきではないか）

国土利用に係る法制度の体系化

状況の変化に応じた見直し

#### (全国計画)

全国計画の国会審議、国会承認（又は国会報告）

#### (広域地方計画)

区域設定の考え方

区域の決定手続（地方公共団体の意見を聞くための措置が必要ではないか）

計画の策定主体（地方がより主体性を持つ制度にすべきではないか）

協議会の運営における国と地方の関係

（構成員は対等な立場であることを明記すべきではないか、

構成員が計画の案を提案できることを明記すべきではないか）

協議会の協議結果の尊重

### ○計画体系変更の必要性についての認識

人口減少に対する認識

東京一極集中、国土の均衡ある発展への対応、地域間格差

持続可能な社会の構築（地球環境対策等）

アジア地域との関係（産業立地、国際連携）

インフラ整備のあり方、既存ストック整備のあり方

（量的拡大をやめるのか、必要なものはしっかりと整備すべきではないか）

安全・安心な生活基盤の整備・管理

景観に関する視点